記者発表資料

令和３年８月２７日
青　　森　　県
国　土　交　通　省
青森河川国道事務所

都市計画に関する説明会の中止について

令和３年７月３０日付で開催をお知らせしておりました「東北都市計画道路(仮称)後平湯田平線」および「野辺地都市計画道路 有戸鳥井平ー ノ渡線」に関する都市計画の原案の説明会について、新型コロナウィルス感染拡大防止のため、中止することとしましたので、お知らせします。

なお、説明会資料については別添のとおりです。(来場者には会場にて配布し、質問等は県都市計画課等で対応します。)

中止とした説明会の概要について

■野辺地町開催分
日　時　：　令和３年８月２８日（土）１０：３０～ 【中止】
場　所　：　野辺地町中央公民館ホール

■東北町開催分
日　時　：　令和３年８月２８日（土）１３：３０～ 【中止】
場　所　：　東北町コミュニティーセンター未来館大集会室

■七戸町開催分
日　時　：　令和３年８月２８日（土）１５：３０～ 【中止】
場　所　：　七戸町中央公民館大ホール

＜発表記者会：青森県政記者会、建設関係専門紙、津軽新報社＞

【　問合せ先　】

■都市計画に関すること
青森県　県土整備部　都市計画課
総括主幹　楠美（くすみ）　一誠（いつせい）　TEL：017-722-1111（代表）（内線6775）

■事業計画に関すること
国土交通省　東北地方整備局　青森河川国道事務所
副所長（道路担当）　小笠原（おがさわら）　清（きよし）　TEL：017-734-4521（代表）（内線205）
青森県　県土整備部　道路課
総括主幹　鈴木（すずき）　政孝（まさたか）　TEL：017-722-1111（代表）（内線6700）

野辺地都市計画の

変更に伴う説明会

令和３年８月２８日（土）
野辺地町中央公民館ホール

都市計画道路の変更

都市計画道路について

○都市計画道路とは：

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画法にもとづいて決定された道路

○目的とその効果：

都市に必要な道路の建設を円滑に行うため、事前にルートを示すとともに、道路予定地内において、比較的容易に移転、除去できるもの以外の建築制限を行う。

建築制限のイメージ

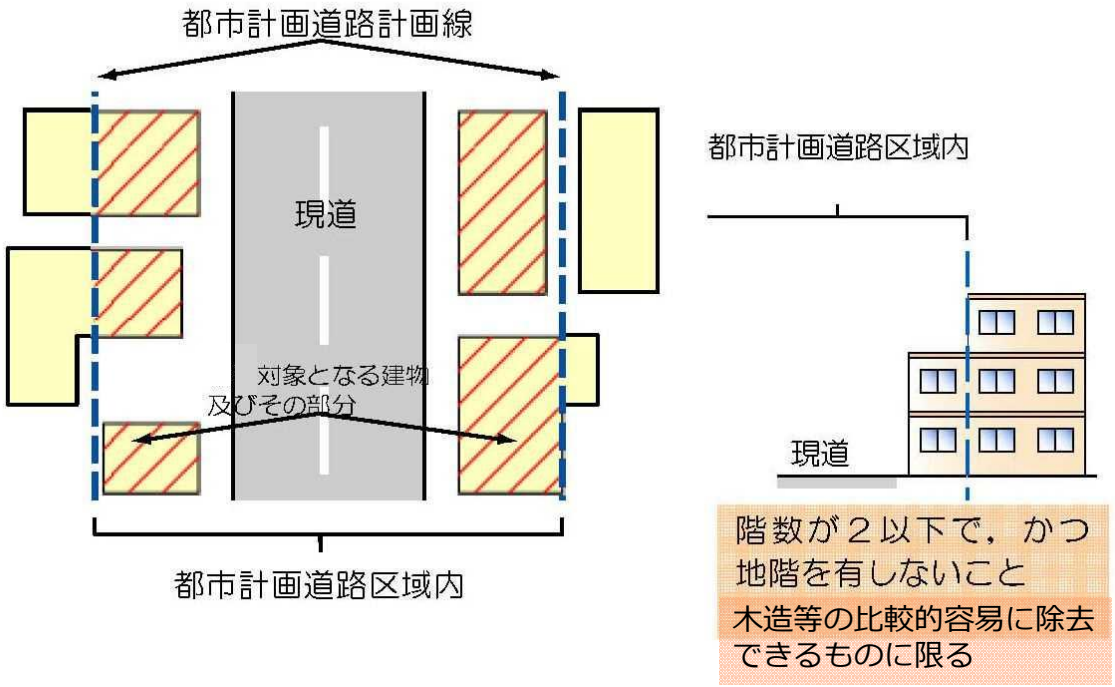

都市計画法第５３条第１項の規定による建築の許可

○都市計画法第５３条第１項の規定による許可申請とは

都市計画施設（おもに都市計画道路等）の区域、計画地内において、建築物を建築しようとするときは、町長（野辺地町長、東北町長）の許可が必要になります。

○許可の基準

- 階数が２以下で、かつ、地階を有しないこと。
- 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
- 上記の二つの要件を満たし、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められるもの。

○許可の流れ（1･3･1号有戸鳥井平ー ノ渡線の区域内に建築物を建築する場合）

- 野辺地町の区域内は、野辺地町建設水道課へ申請→野辺地町長の許可
- 東北町の区域内は、東北町企画課へ申請→東北町長の許可
- 都市計画施設の区域内に入っているかどうかの確認も野辺地町建設水道課及び東北町企画課で行っています。

今回変更する都市計画道路

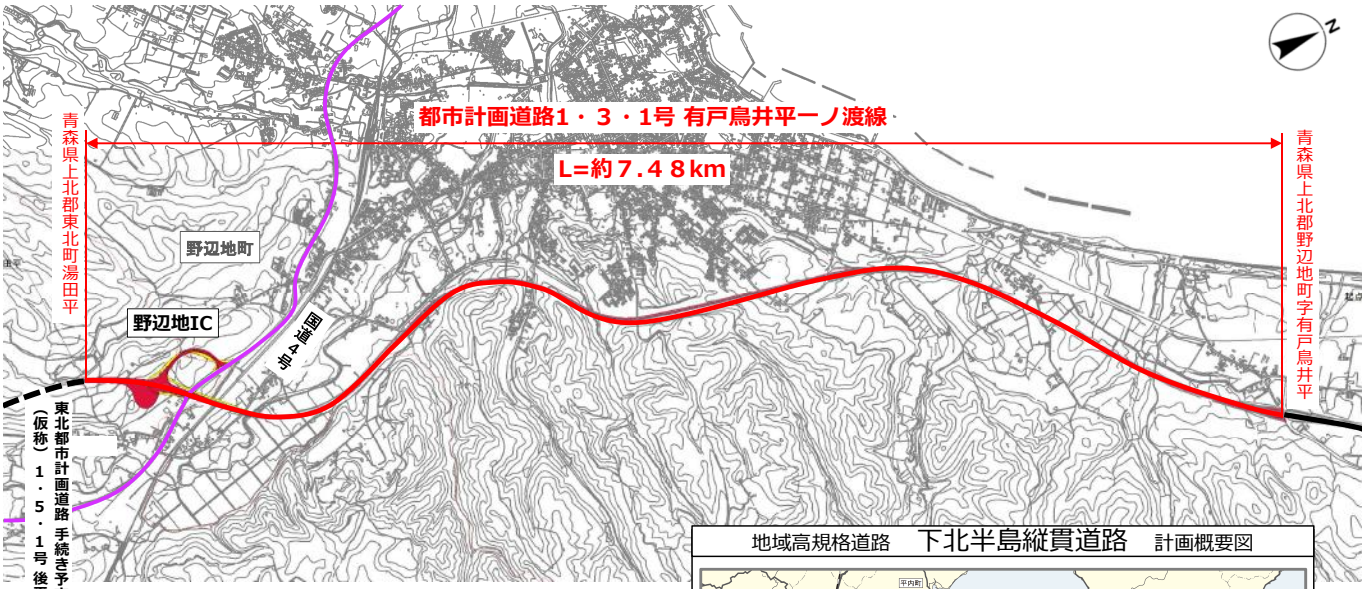



（都）有戸鳥井平一ノ渡線の必要性

今回、新たに「東北都市計画道路 1･5･1号（仮称）後平湯田平線」を都市計画決定することにあわせて、接続する「 1･3･1号 有戸鳥井平一ノ渡線」の一部区間を変更するものです。

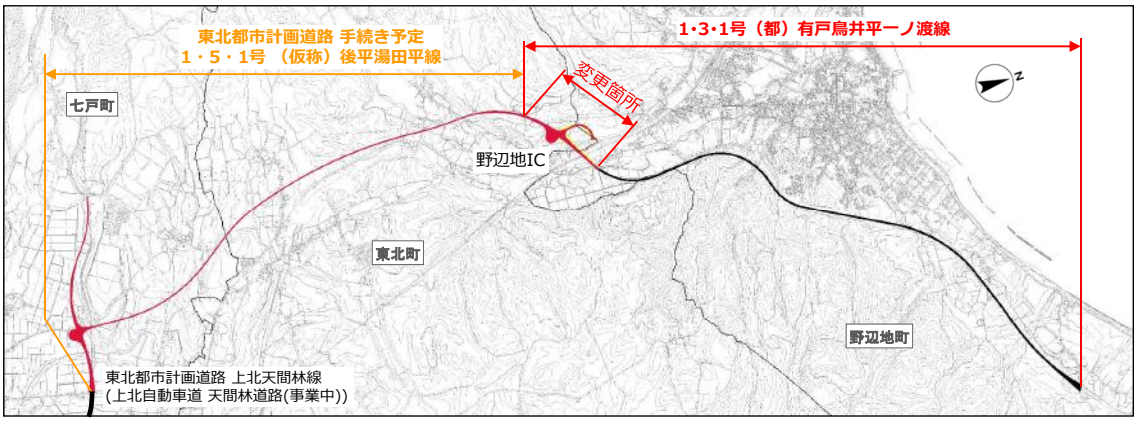

「東北都市計画道路 1･5･1号 （仮称）後平湯田平線」は、

○安定した物流を支える道路ネットワークの確保

主要幹線道路として、貨物車等が円滑に通行できる安定した広域的な物流ネットワークを確保し、農林水産業をはじめとした産業や工業の振興を支援。

○広域観光を支える道路ネットワークの確保

上北・下北地域の観光拠点の連携を強化し、広域観光周遊ルートの形成に資する道路ネットワークとして、広域観光の活性化を支援。

○道路走行環境の改善

速度低下の改善や事故の減少を図り、主要幹線道路としての機能を強化。

（都）有戸鳥井平一ノ渡線の計画概要

計　画　延　長　：　約7.48ｋｍ
車　線　数　：　４車線
道　路　区　分　：　第１種第２級
設　計　速　度　：　100ｋｍ/ｈ
都市計画対象事業　：　一般国道の改築

○標準横断図

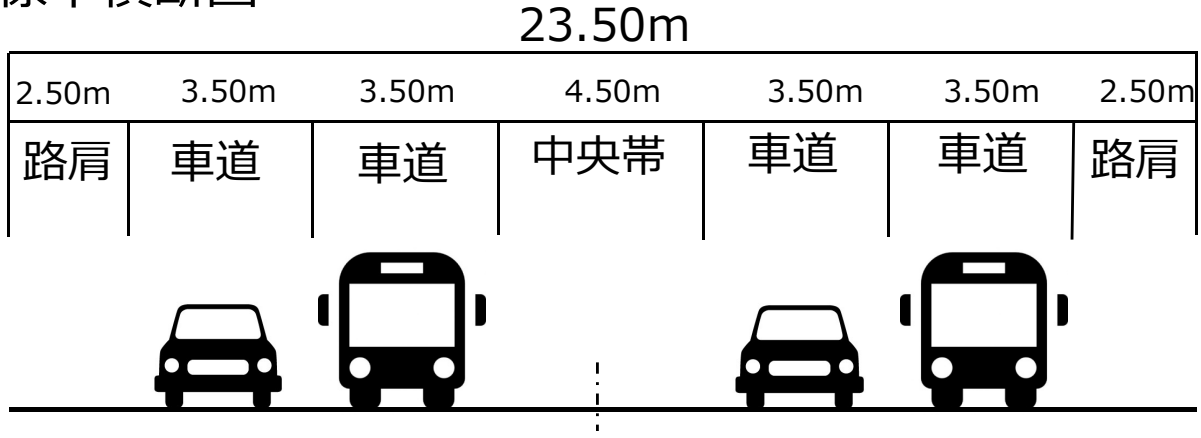

（都）有戸鳥井平ー ノ渡線の総括図

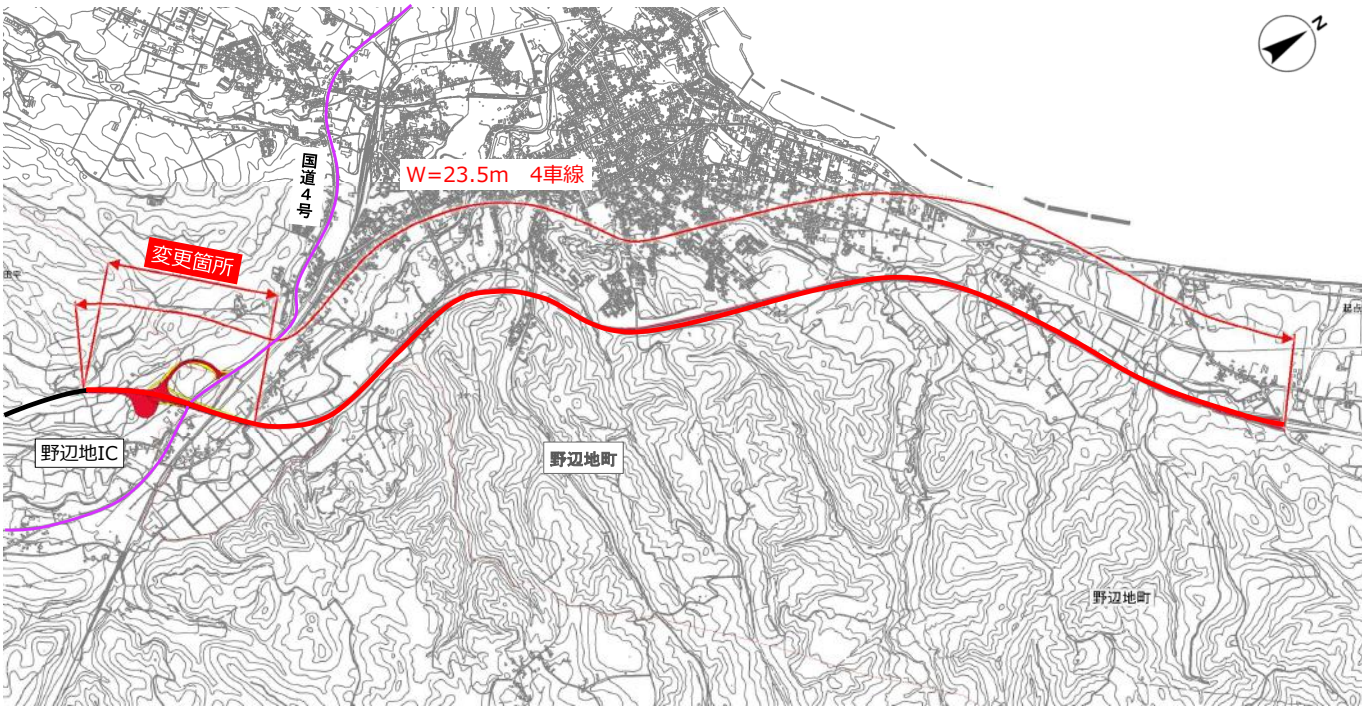

（都）有戸鳥井平ー ノ渡線の変更内容

「東北都市計画道路 1･5･1号（仮称）後平湯田平線」と接続する「野辺地ＩＣ」の形状を変更するものです。

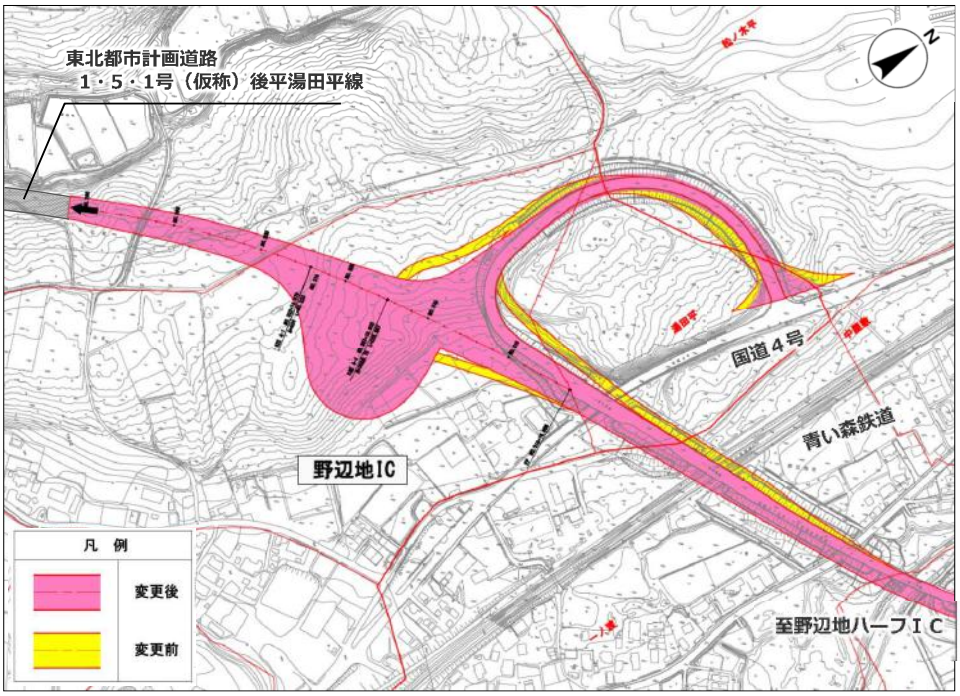

野辺地IC　周辺



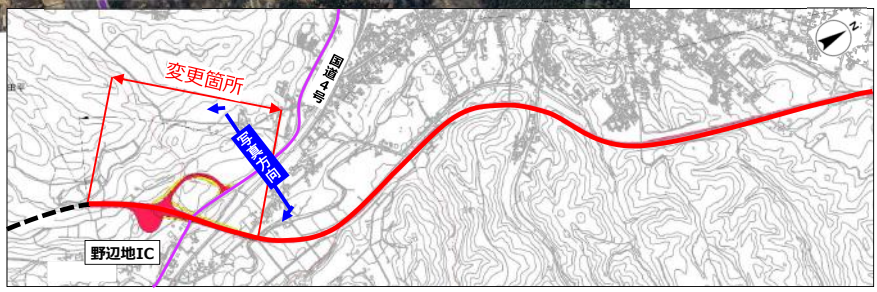

今後のスケジュール

8月28日（本日）
都市計画原案の説明会

↓

8月30日～ 9月13日
原案の縦覧　閲覧場所：県庁都市計画課／野辺地町、東北町

※午前８時３０分～午後５時（土・日・祝日を除く）
原案に対して、意見を述べたい場合は、9月13日までに申出

↓

9月21日
都市計画原案の公聴会

※申出がない場合は、公聴会自体開催されません
公聴会等の意見を参考に原案→案を作成

↓

11月12日～ 11月26日（予定）
案の縦覧　閲覧場所：県庁都市計画課／野辺地町、東北町

※案に対し、意見がある場合は、意見書を提出できます
（意見は審議会で提示されます）

↓

12月22日（予定）
青森県都市計画審議会

○原案の縦覧

閲覧場所において、都市計画原案（今回決定する道路のルートや横断）を見ることが可能です。

○公聴会

原案に対して、住民の皆様が意見を述べる場です。野辺地町及び東北町在住であれば申出が可能です。公聴会の意見については、後日、回答します。

○案の縦覧

閲覧場所において、都市計画案（今回決定する道路のルートや横断）を見ることが可能です。

○青森県都市計画審議会

学識経験者等の第三者からなる審議会で、都市計画の案について調査・審議し適切かどうか意見を知事に答申する

東北都市計画および
野辺地都市計画の
変更に伴う説明会

令和３年８月２８日（土）
東北町コミュニティーセンター未来館

都市計画道路について

○都市計画道路とは：

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画法にもとづいて決定された道路

○目的とその効果：

都市に必要な道路の建設を円滑に行うため、事前にルートを示すとともに、道路予定地内において、比較的容易に移転、除去できるもの以外の建築制限を行う。

建築制限のイメージ

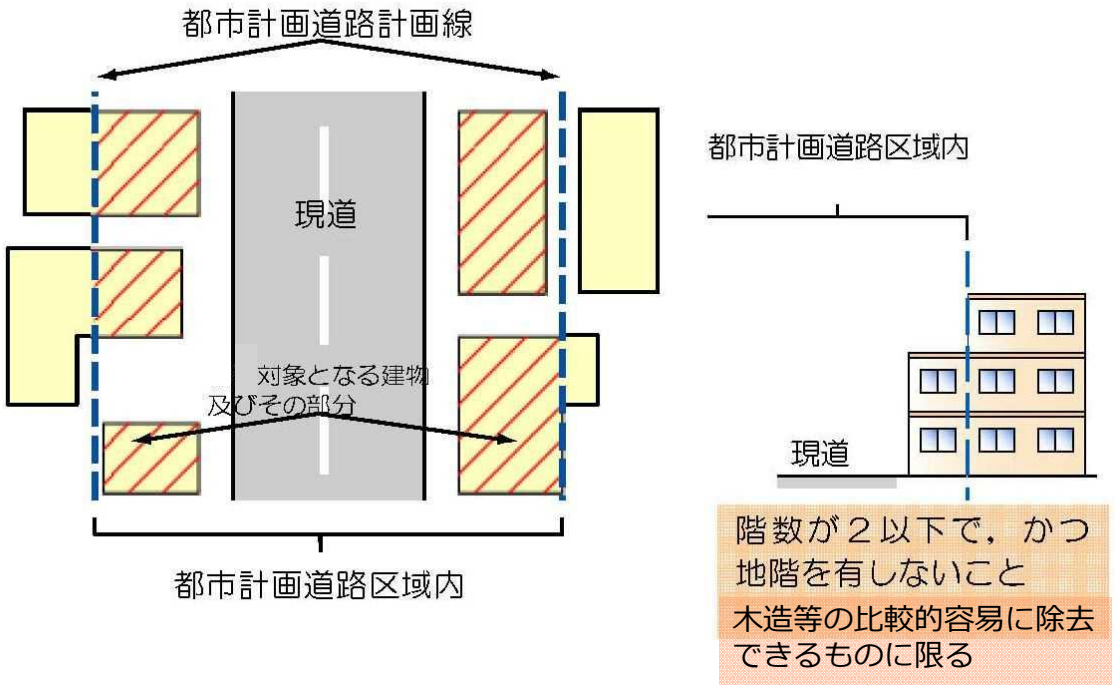

都市計画法第５３条第１項の規定による建築の許可

○都市計画法第５３条第１項の規定による許可申請とは

都市計画施設（おもに都市計画道路等）の区域、計画地内において、建築物を建築しようとするときは、町長（東北町長）の許可が必要になります。

○許可の基準

- 階数が２以下で、かつ、地階を有しないこと。
- 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
- 上記の二つの要件を満たし、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められるもの。

○許可の流れ（1･5･1号（仮称）後平湯田平線の区域内に建築物を建築する場合）

- 東北町の区域内は、東北町企画課へ申請→東北町長の許可
- 七戸町の区域内は、七戸町建設課へ申請→七戸町長の許可
- 都市計画施設の区域内に入っているかどうかの確認も東北町企画課及び七戸町建設課で行っています。

新たな都市計画道路の決定

今回新たに決定する都市計画道路

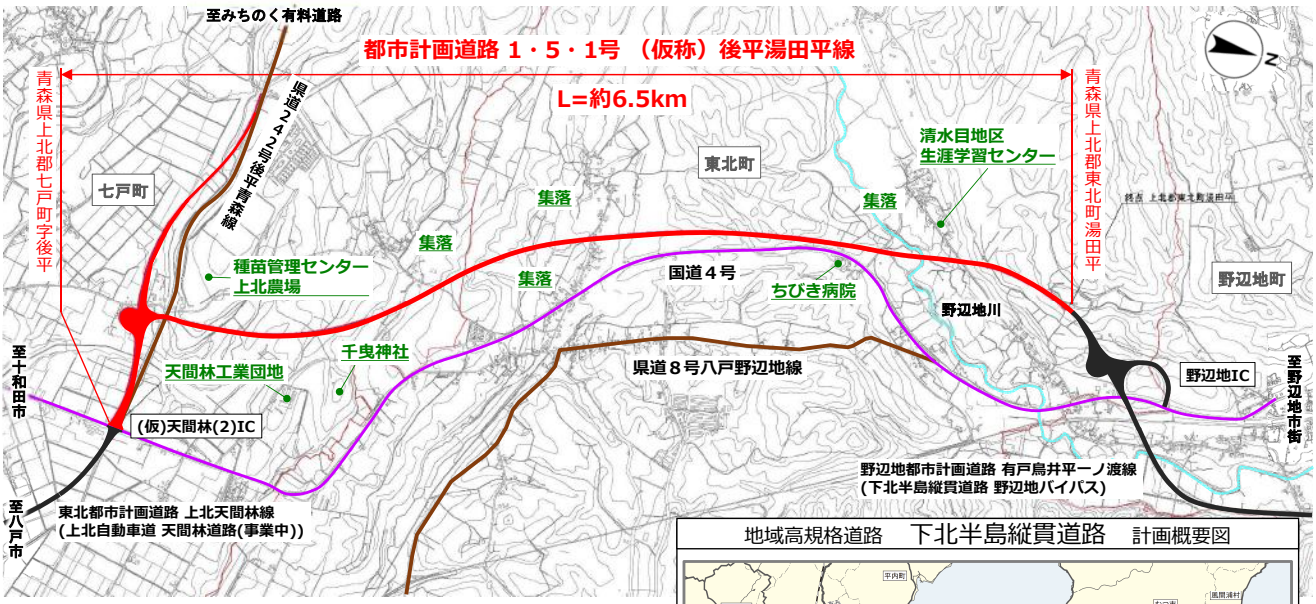

(都)(仮称)後平湯田平線の必要性

○安定した物流を支える道路ネットワークの確保

主要幹線道路として、貨物車等が円滑に通行できる安定した広域的な物流ネットワークを確保し、農林水産業をはじめとした産業や工業の振興を支援。

○広域観光を支える道路ネットワークの確保

上北・下北地域の観光拠点の連携を強化し、広域観光周遊ルートの形成に資する道路ネットワークとして、広域観光の活性化を支援。

○道路走行環境の改善

速度低下の改善や事故の減少を図り、主要幹線道路としての機能を強化。

走行環境の悪化



交通事故の発生



(都)(仮称)後平湯田平線の計画概要

○標準横断図（2車線）

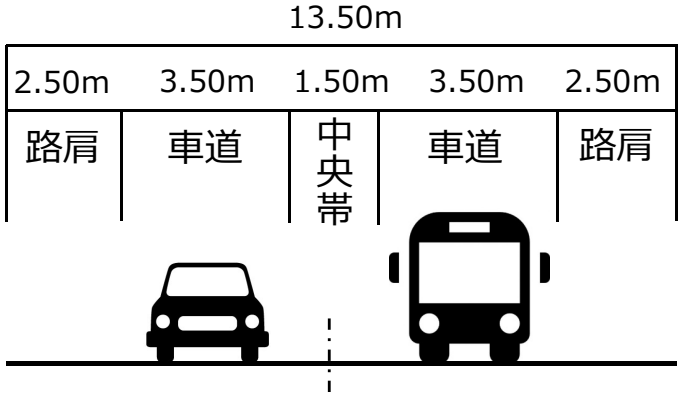

計　画　延　長：約6.5ｋｍ
車　　線　　数：２車線、4車線
道　路　区　分：第１種第３級
設　計　速　度：８０ｋｍ/ｈ
都市計画対象事業：一般国道の改築

○標準横断図（4車線）

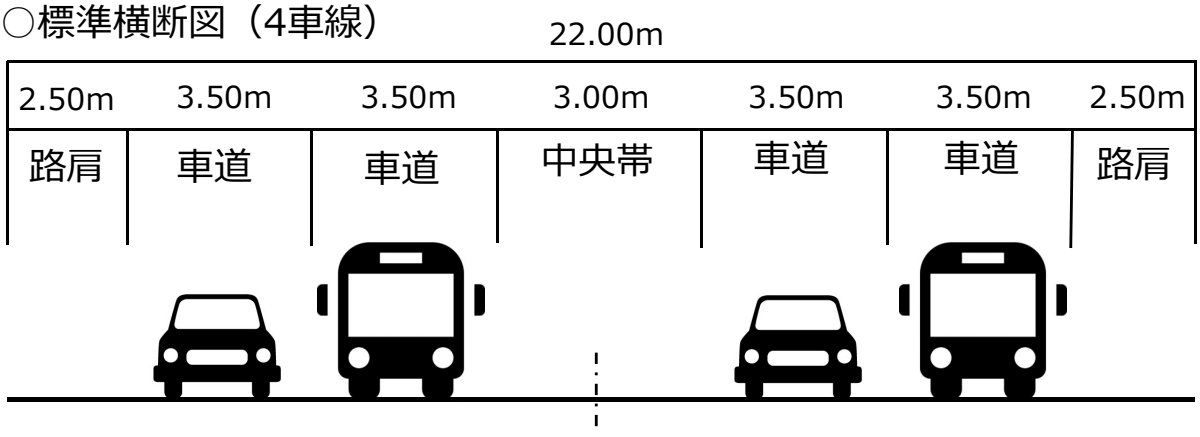

(都)(仮称)後平湯田平線の総括図

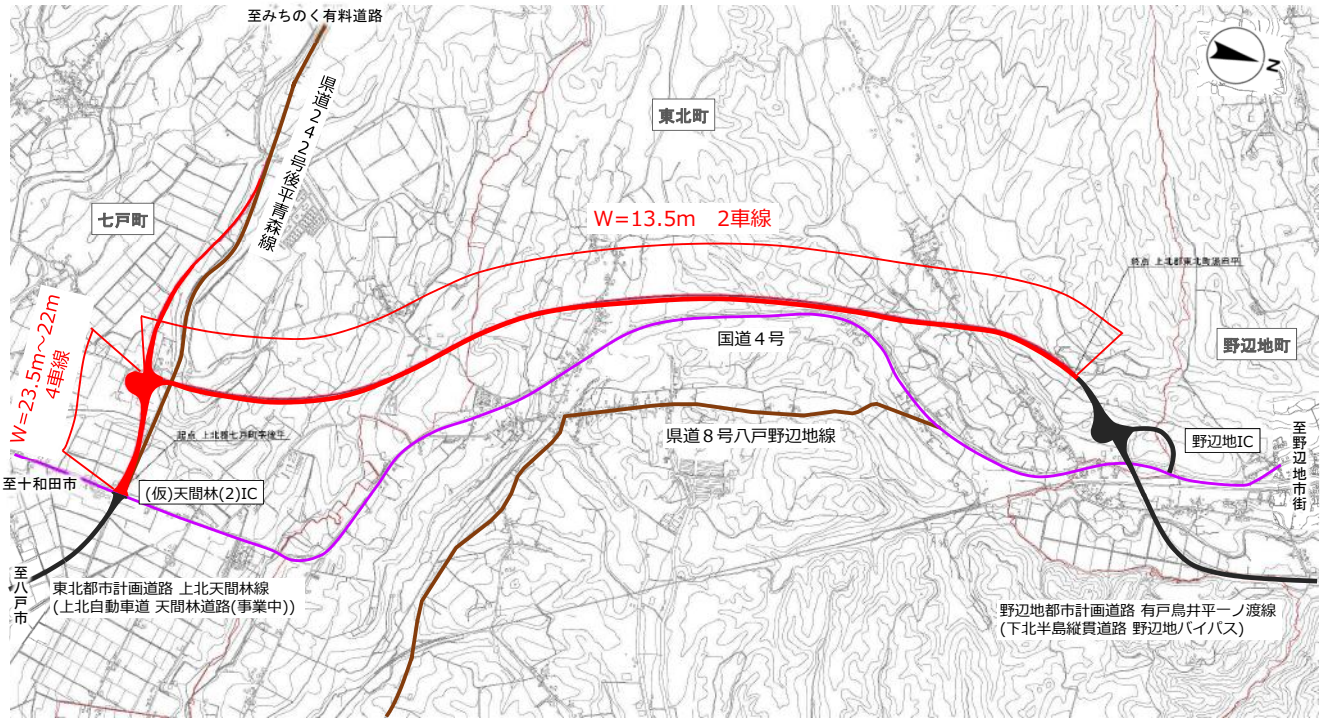

(仮)天間林(2)IC　周辺

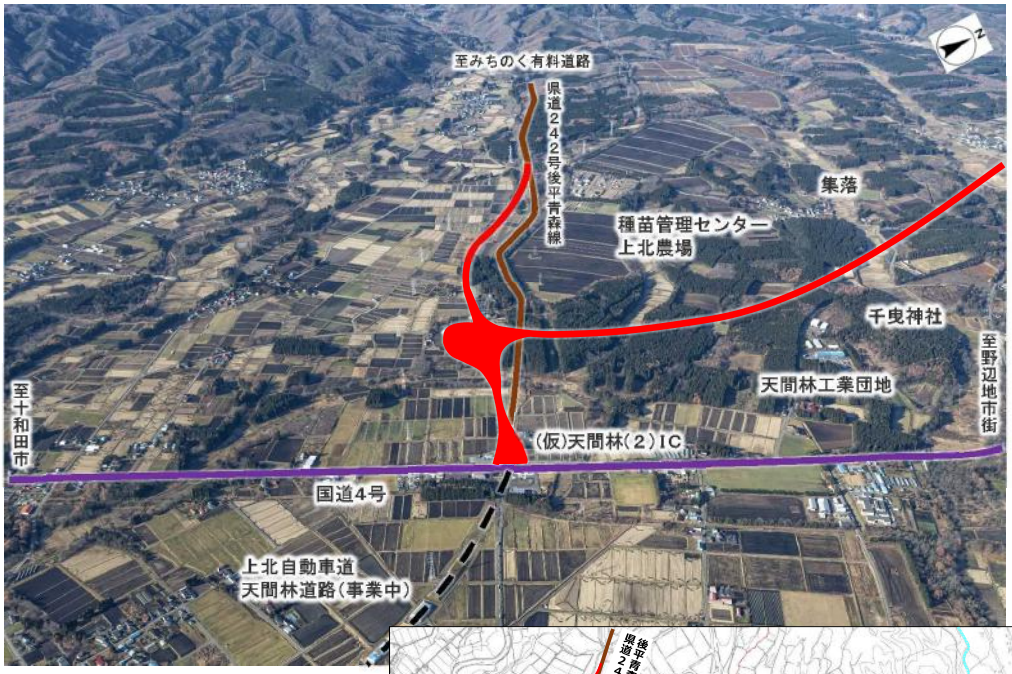



野辺地川　周辺

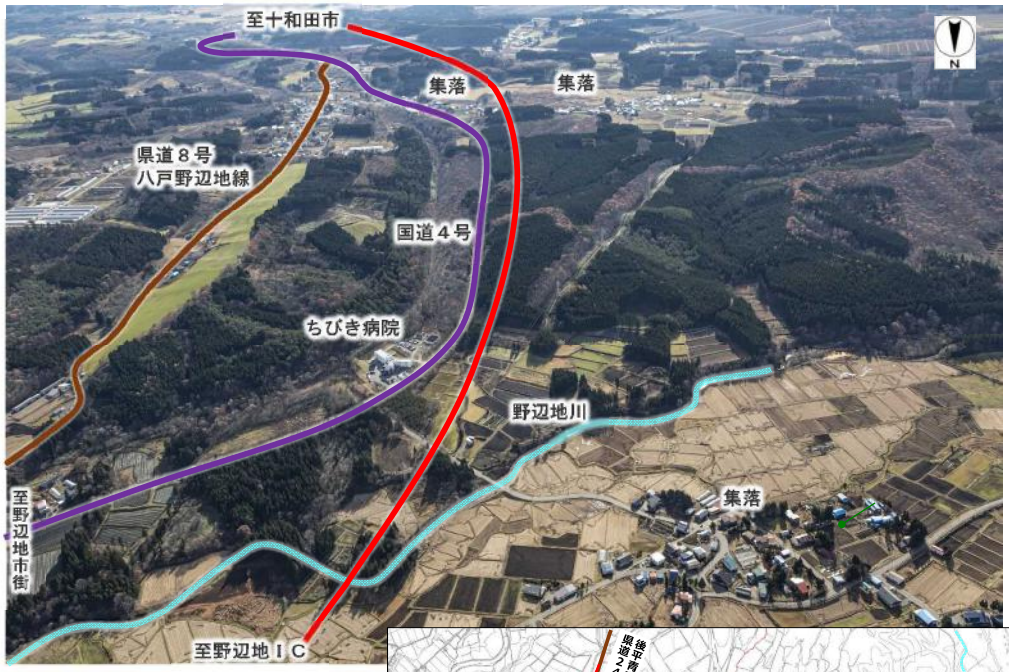



野辺地IC　周辺

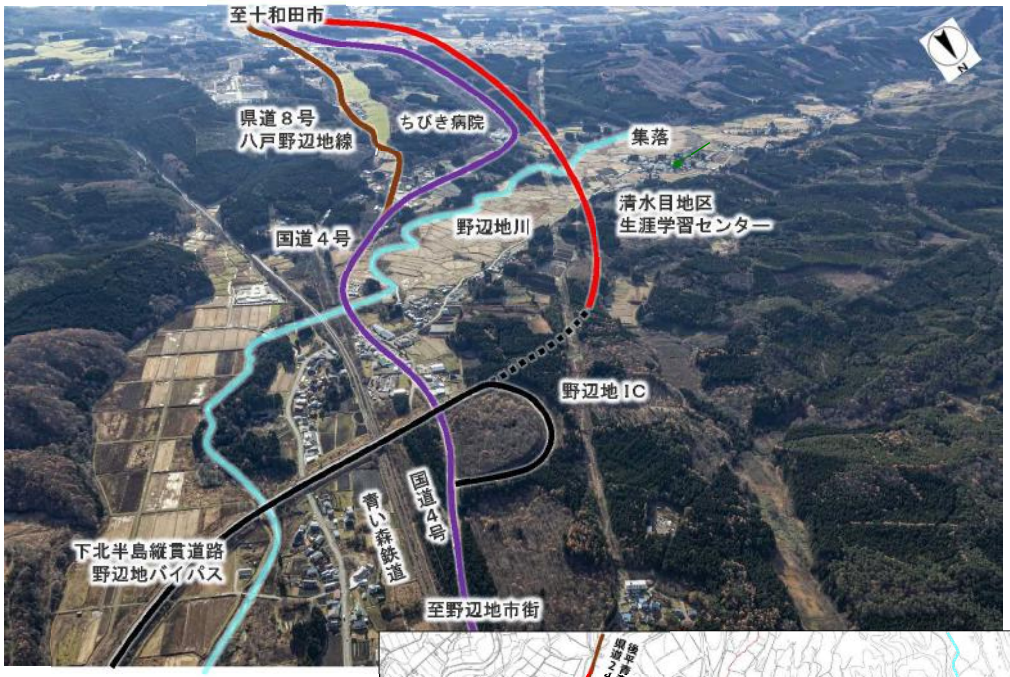



都市計画道路の変更

今回変更する都市計画道路

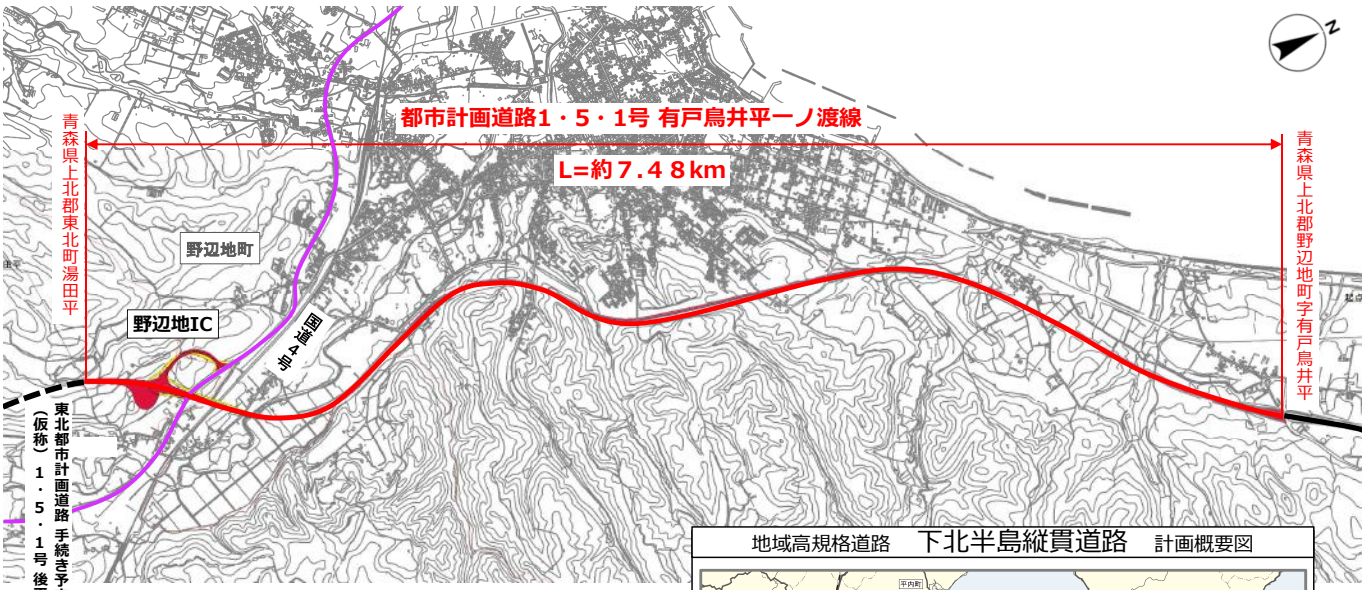

地域高規格道路　下北半島縦貫道路　計画概要図

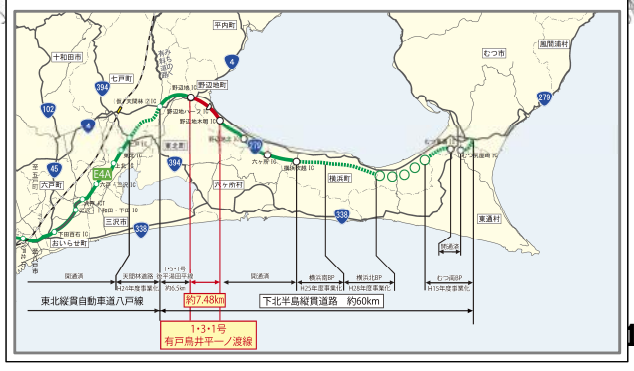

（都）有戸鳥井平一ノ渡線の必要性

今回、新たに「東北都市計画道路 1･5･1号（仮称）後平湯田平線」を都市計画決定することにあわせて、接続する「 1･3･1号 有戸鳥井平一ノ渡線」の一部区間を変更するものです。

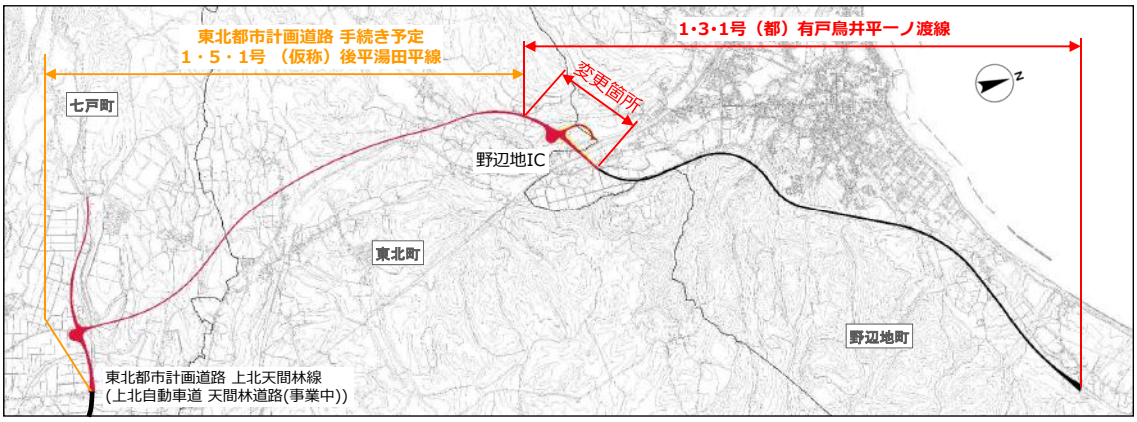

「東北都市計画道路 1･5･1号 （仮称）後平湯田平線」は、

○安定した物流を支える道路ネットワークの確保

主要幹線道路として、貨物車等が円滑に通行できる安定した広域的な物流ネットワークを確保し、農林水産業をはじめとした産業や工業の振興を支援。

○広域観光を支える道路ネットワークの確保

上北・下北地域の観光拠点の連携を強化し、広域観光周遊ルートの形成に資する道路ネットワークとして、広域観光の活性化を支援。

○道路走行環境の改善

速度低下の改善や事故の減少を図り、主要幹線道路としての機能を強化。

（都）有戸鳥井平一ノ渡線の計画概要

計　画　延　長　：　約7.48ｋｍ
車　線　数　：　４車線
道　路　区　分　：　第１種第２級
設　計　速　度　：　100ｋｍ/ｈ
都市計画対象事業　：　一般国道の改築

○標準横断図

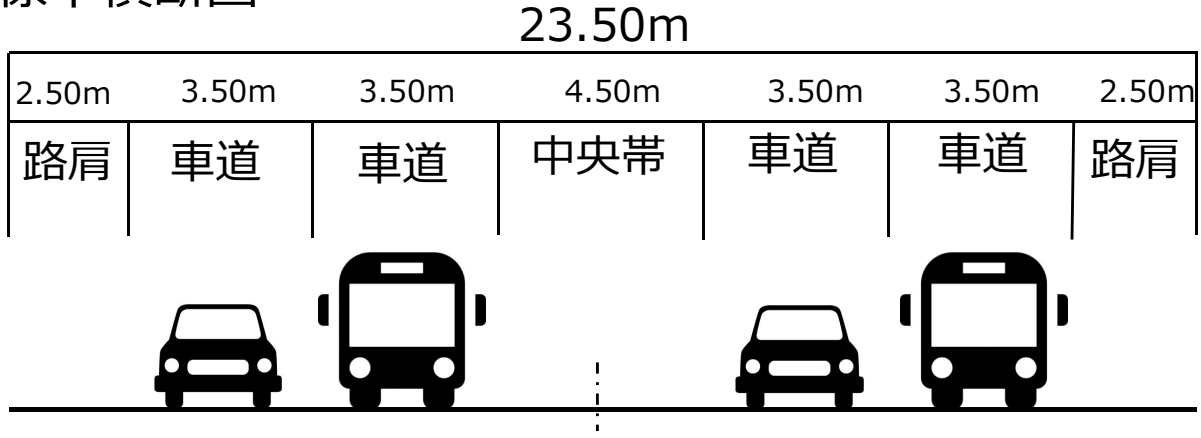

（都）有戸鳥井平ー ノ渡線の総括図

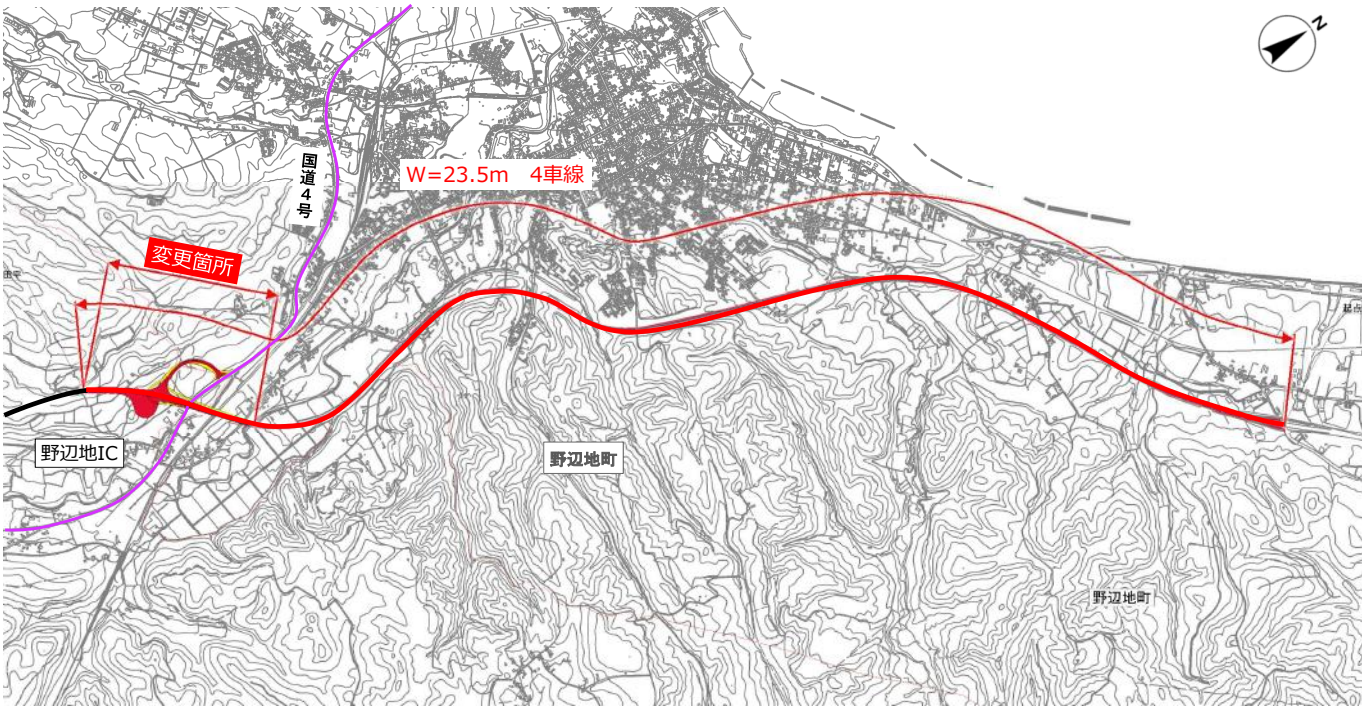

（都）有戸鳥井平ー ノ渡線の変更内容

「東北都市計画道路 1･5･1号 （仮称）後平湯田平線」と接続する「野辺地ＩＣ」の形状を変更するものです。

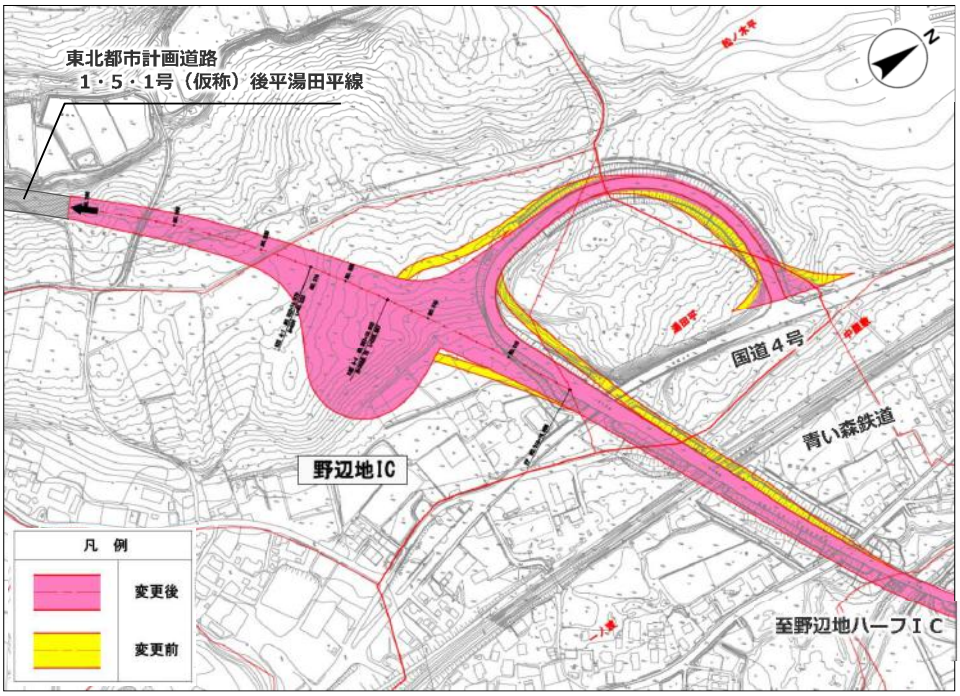

野辺地IC　周辺



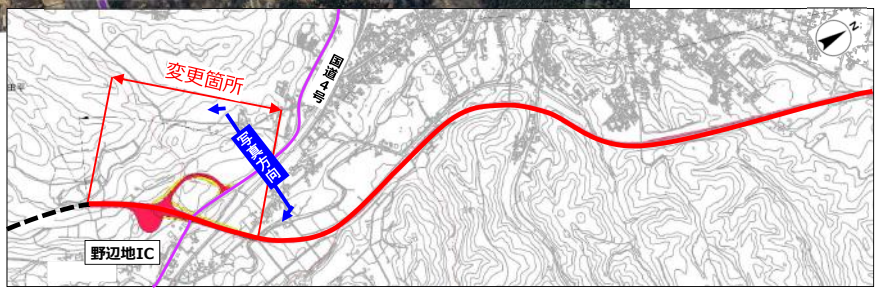

18

今後のスケジュール

8月28日（本日）
都市計画原案の説明会

8月30日～ 9月13日
原案の縦覧
閲覧場所：県庁都市計画課／東北町／七戸町、野辺地町

※午前８時３０分～午後５時（土・日・祝日を除く）
原案に対して、意見を述べたい場合は、9月13日までに申出

9月21日
都市計画原案の公聴会

※申出がない場合は、公聴会自体開催されません
公聴会等の意見を参考に原案→案を作成

11月12日～ 11月26日（予定）
案の縦覧
閲覧場所：県庁都市計画課／東北町／七戸町、野辺地町

※案に対し、意見がある場合は、意見書を提出できます
（意見は審議会で提示されます）

12月22日（予定）
青森県都市計画審議会

○原案の縦覧

閲覧場所において、都市計画原案（今回決定する道路のルートや横断）を見ることが可能です。

○公聴会

原案に対して、住民の皆様が意見を述べる場です。東北町・七戸町（後平湯田平線のみ）・野辺地町（有戸鳥井平一ノ渡線のみ）在住であれば申出が可能です。公聴会の意見については、後日、回答します。

○案の縦覧

閲覧場所において、都市計画案（今回決定する道路のルートや横断）を見ることが可能です。

○青森県都市計画審議会

学識経験者等の第三者からなる審議会で、都市計画の案について調査・審議し適切かどうか意見を知事に答申する

19

東北都市計画の

変更に伴う説明会

令和３年８月２８日（土）
七戸町中央公民館　大ホール

新たな都市計画道路の決定

都市計画道路について

○都市計画道路とは：

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画法にもとづいて決定された道路

○目的とその効果：

都市に必要な道路の建設を円滑に行うため、事前にルートを示すとともに、道路予定地内において、比較的容易に移転、除去できるもの以外の建築制限を行う。

建築制限のイメージ

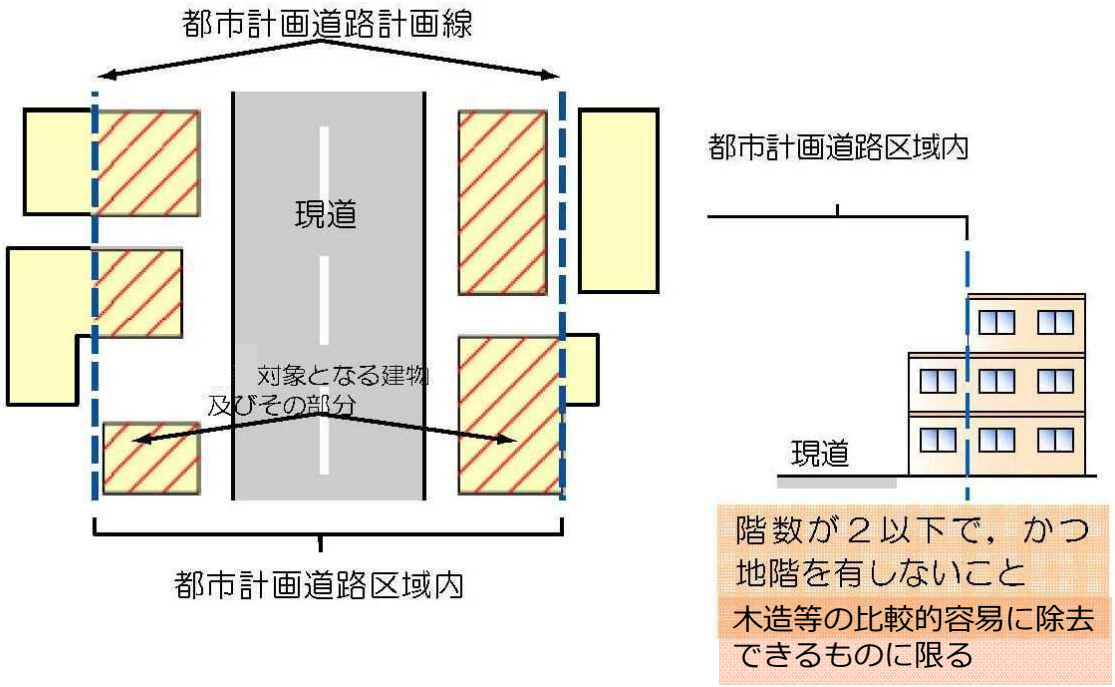

都市計画法第５３条第１項の規定による建築の許可

○都市計画法第５３条第１項の規定による許可申請とは

都市計画施設（おもに都市計画道路等）の区域、計画地内において、建築物を建築しようとするときは、町長（東北町長、七戸町長）の許可が必要になります。

○許可の基準

- 階数が２以下で、かつ、地階を有しないこと。
- 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
- 上記の二つの要件を満たし、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められるもの。

○許可の流れ（1･5･1号（仮称）後平湯田平線の区域内に建築物を建築する場合）

- 東北町の区域内は、東北町企画課へ申請→東北町長の許可
- 七戸町の区域内は、七戸町建設課へ申請→七戸町長の許可
- 都市計画施設の区域内に入っているかどうかの確認も東北町企画課及び七戸町建設課で行います。

今回新たに決定する都市計画道路

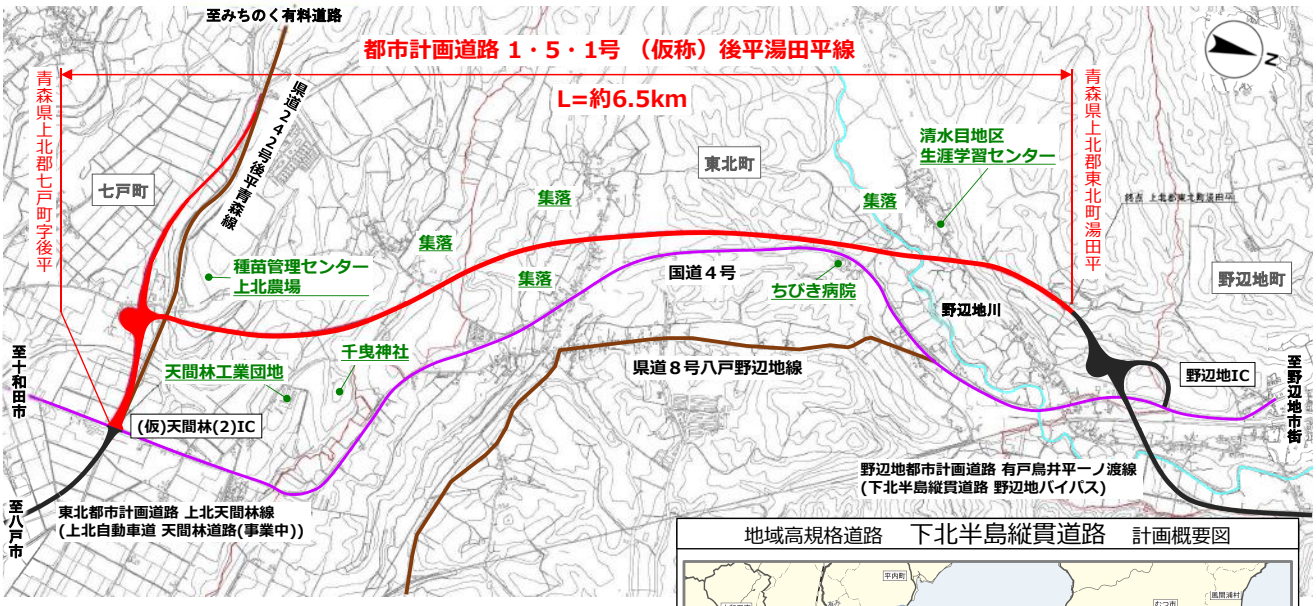



(都)(仮称)後平湯田平線の必要性

○安定した物流を支える道路ネットワークの確保

主要幹線道路として、貨物車等が円滑に通行できる安定した広域的な物流ネットワークを確保し、農林水産業をはじめとした産業や工業の振興を支援。

○広域観光を支える道路ネットワークの確保

上北・下北地域の観光拠点の連携を強化し、広域観光周遊ルートの形成に資する道路ネットワークとして、広域観光の活性化を支援。

○道路走行環境の改善

速度低下の改善や事故の減少を図り、主要幹線道路としての機能を強化。

走行環境の悪化



交通事故の発生



(都)(仮称)後平湯田平線の計画概要

○標準横断図（2車線）

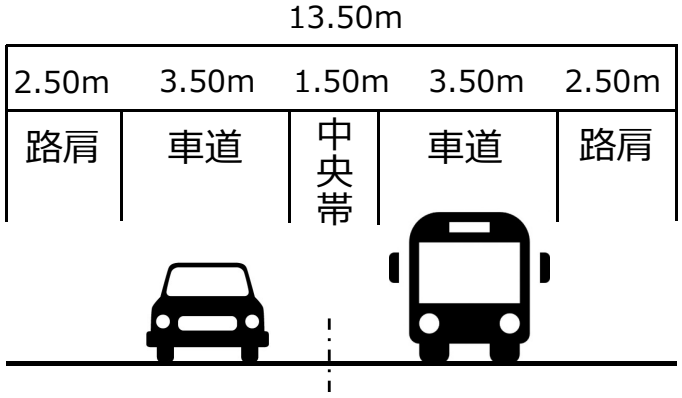

計画延長	約6.5ｋｍ
車線数	２車線、4車線
道路区分	第１種第３級
設計速度	８０ｋm/ｈ
都市計画対象事業	一般国道の改築

○標準横断図（4車線）

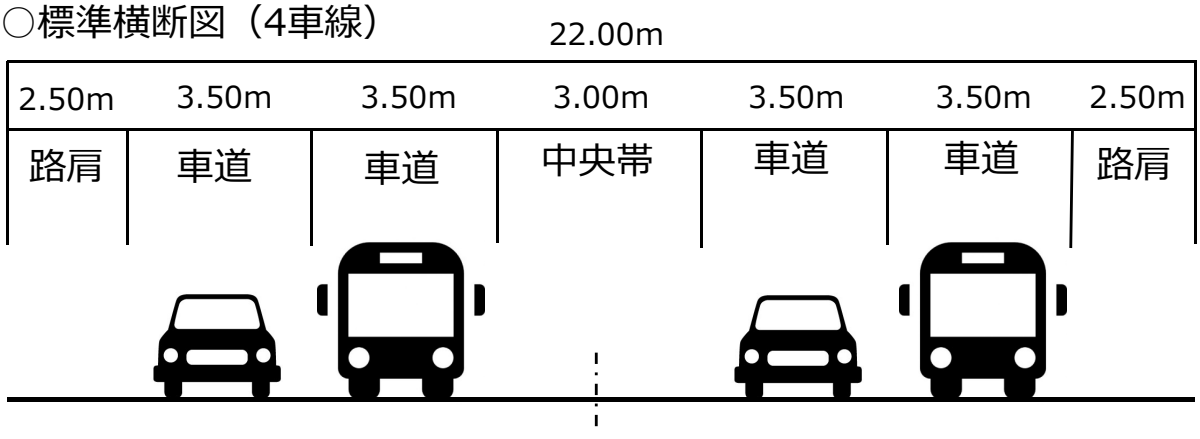

(都)(仮称)後平湯田平線の総括図

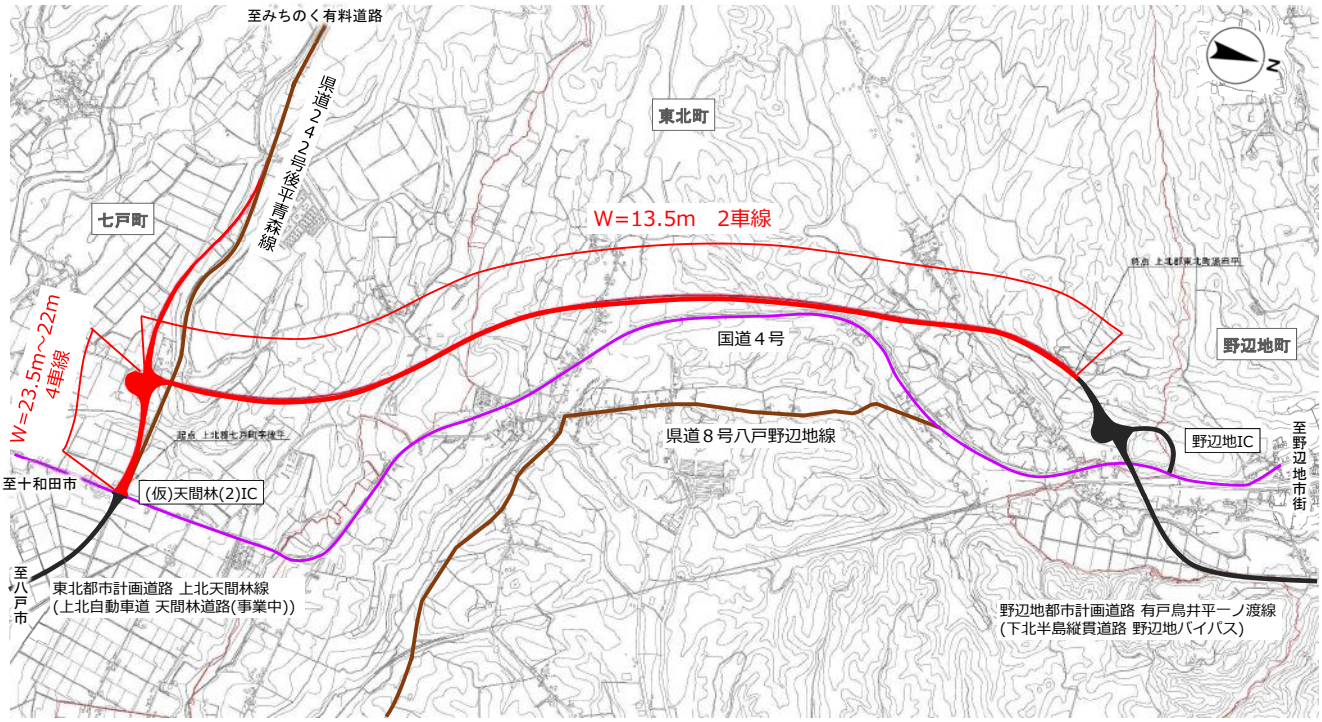

(仮)天間林(2)IC　周辺

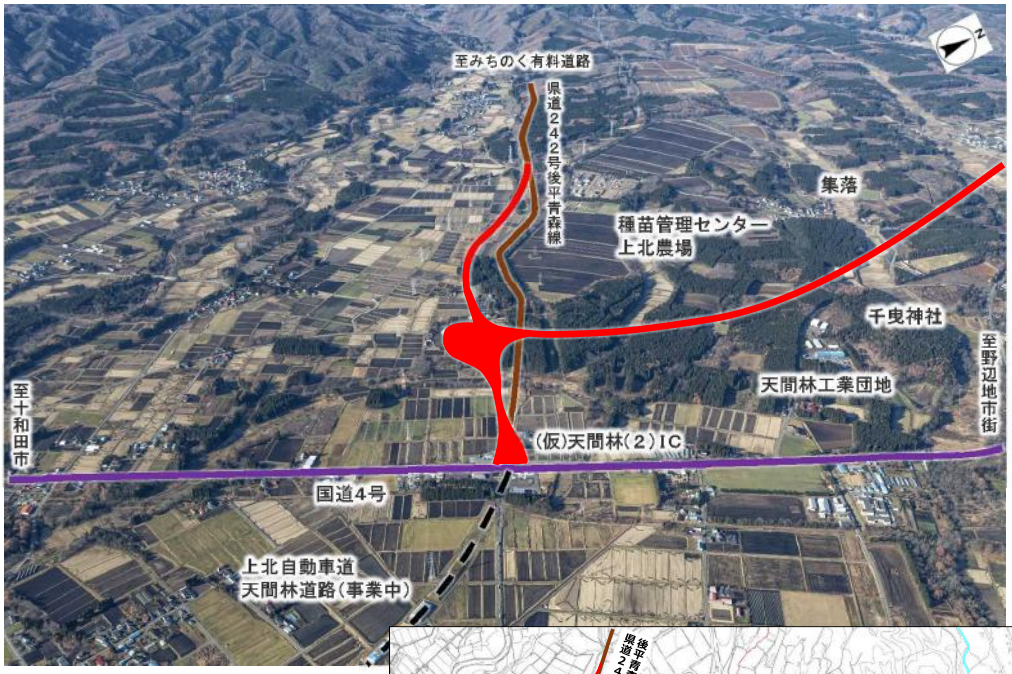



野辺地川　周辺

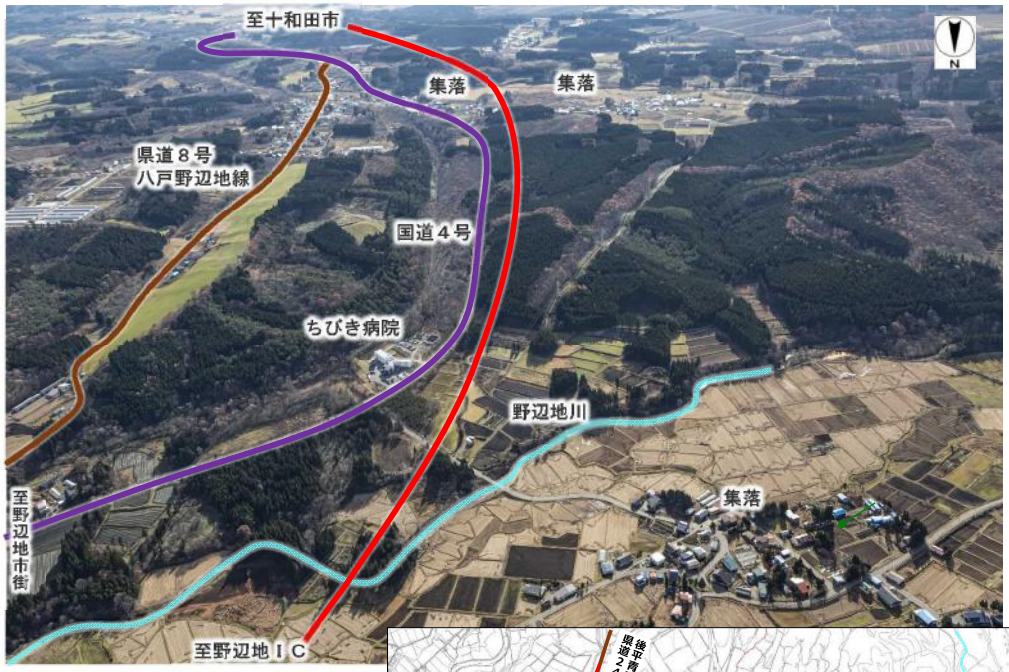



10

野辺地IC　周辺

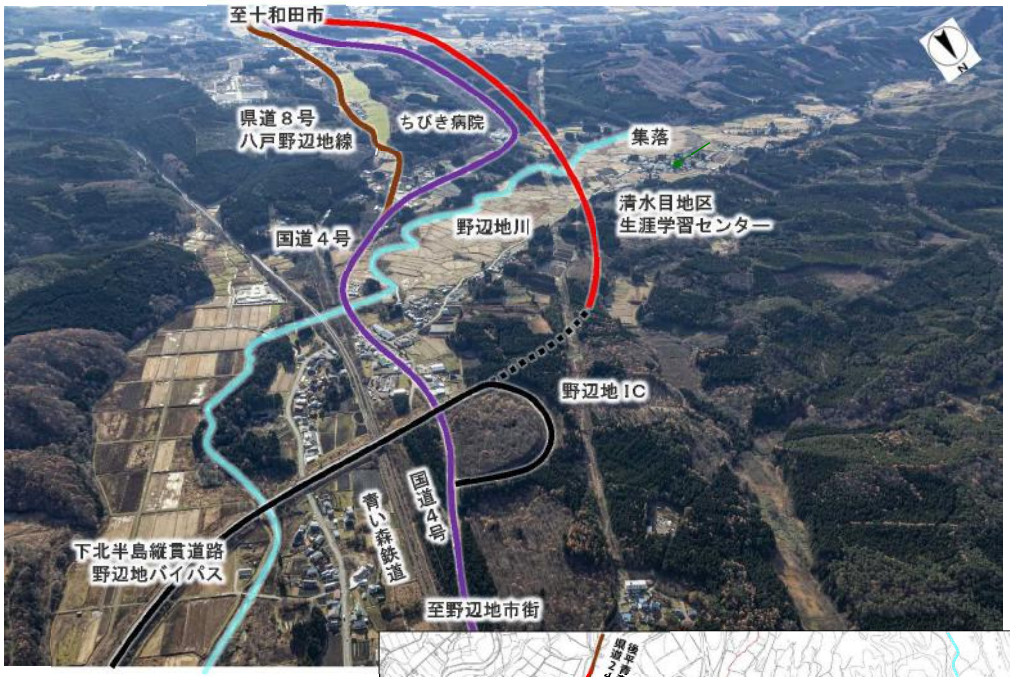



11

今後のスケジュール

8月28日（本日）
都市計画原案の説明会

↓

8月30日～ 9月13日
原案の縦覧　閲覧場所：県庁都市計画課、東北町、七戸町

※午前８時３０分～午後５時（土・日・祝日を除く）
原案に対して、意見を述べたい場合は、9月13日までに申出

↓

9月21日
都市計画原案の公聴会

※申出がない場合は、公聴会自体開催されません
公聴会等の意見を参考に原案→案を作成

↓

11月12日～ 11月26日（予定）
案の縦覧　閲覧場所：県庁都市計画課、東北町、七戸町

※案に対し、意見がある場合は、意見書を提出できます
（意見は審議会で提示されます）

↓

12月22日（予定）
青森県都市計画審議会

○原案の縦覧

閲覧場所において、都市計画原案（今回決定する道路のルートや横断）を見ることが可能です。

○公聴会

原案に対して、住民の皆様が意見を述べる場です。東北町・七戸町在住であれば申出が可能です。公聴会の意見については、後日、回答します。

○案の縦覧

閲覧場所において、都市計画案（今回決定する道路のルートや横断）を見ることが可能です。

○青森県都市計画審議会

学識経験者等の第三者からなる審議会で、都市計画の案について調査・審議し適切かどうか意見を知事に答申する

事業の進め方～道路ができるまで～

①道路の計画



地域に必要な道路について調査し、計画を立案します。

②都市計画決定

都市の将来計画との整合や地域の合意形成を図ります。

現在はここです

住民説明会

▼

都市計画審議会

▼

都市計画決定



③新規事業化

国の社会資本整備審議会などで着工が了承されると、予算が計上されます。

④計画の説明（土地立入）

事業計画が決まると関係住民に説明を行い協力を求めます。



⑤路線測量・地盤調査

道路を設計するため、地形等の測量や図面の作成、地盤調査を行います。

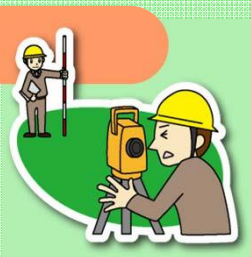

⑥道路の設計

測量図面や地盤調査の結果を基に道路、橋の設計を行います。

⑦設計の説明

関係住民に道路の設計について説明を行い、了承をいただきます。

⑧用地幅杭設置



設計に基づき、道路建設に必要な用地の範囲を示す杭を打設します。

⑨用地の調査

道路建設に必要な土地・建物の調査を行い、用地境界の確認のため立会をお願いします。

⑩用地補償の説明（契約・支払い）

用地調査結果を基に周辺へ土地をお持ちの皆様へ価格等についてご説明を行い、契約合意を得た後、補償金の支払いを行います。

⑪工事の説明

工事の方法、期間、交通処理などの説明を行います。

⑫工事



設計に基づいて、道路や橋をつくります。

⑬完成（開通）

